

議会
市定

一般会計予算に5千245万円追加

市議会定例会が6月5日から19日まで15日間の会期で開かれました。平成20年度一般会計補正予算など、13の議案と平成19年度一般会計繰越明許費繰越計算書などの報告11件について審議され、いずれも可決承認され、閉会しました。

主な議案は次のとおりです。

▼一般会計補正予算

国庫補助金・諸収入を主な財源として歳入歳出それぞれ5千245万円の予算の補正を行い、次の事業を実施します。

- ・放送設備整備、緑化推進事業などへのコミュニケーション助成事業
- ・農産物直売所建設事業への補助
- ・自主防災組織の防災活動機材の配備
- ・東部中学校区での、「基礎的基本的な知識・技能」「学習意欲」などを育成するための研究事業費

なお、補正後の一般会計予算総額は、歳入歳出それぞれ93億245万円となります。

▼多久市ふるさと応援寄附条例

「ふるさと納税制度」の創設に伴い、多久市への寄附金を募るための条例ができました。寄せられた寄附金は「多久市ふるさと振興基金」に積み立てられます。また寄附者はあらかじめ「①子どものため②豊かな自然を守るため③文化・スポーツ振興④まちづくり⑤その他」の各事業の中から、寄附金の用途を指定することができます。

▼市営住宅条例の一部を改正する条例

▼特定公共賃貸住宅条例の一部を改正する条例

市営住宅等への暴力団員の入居等を制限するために条例が改正されました。

▼平成20年度 多久市防災行政無線通信施設整備工事請負契約の締結について

市内97か所に防災情報をお知らせする行政無線の放送施設を設置するための工事が競争入札の結果、2億9千589万円で落札され、この件についての請負契約が議決されました。

病気や経済的理由でお困りの方へ

国民年金保険料の納付を免除する制度があります

法定免除と申請免除

国民年金の保険料免除制度には、法定免除と申請免除の二つの種類があります。

法定免除は、障害年金や生活保護法に基づく生活扶助を受給している方などが届出を行うことにより、保険料の納付が免除されるものです。

申請免除は、前年の所得に応じて保険料の全額もしくは一部の納付が免除されるものです。審査の際には、本人、配偶者、世帯主の各々の所得額が判断の基準になります。

免除の基準所得額には4段階あり、全額免除のほかに保険料の4分の3、2分の1、4分の1を納付すると、残りの保険料の納付が免除となる一部免除があります。

国民年金（基礎年金）の給付の3分の1は国庫負担でまかなわれているので、保険料免除が承認された期間、将来の老齢基礎年金の計算のときに国庫負担に相当する額（一部納付した保険料がある場合はその保険料分も含む）が年金額に算入されます。また、障害基礎年金、遺族基礎年金を受けるために必要な受給資格要件にも算入されます。

若年者納付猶予制度

このほかに30歳未満の方の保険料

納付が猶予される若年者納付猶予制度など、保険料の納付が困難な場合でも、障害基礎年金、遺族基礎年金の受給資格を失わないようにするための制度があります。

なお、保険料の免除や猶予の承認を受けた期間については、10年以内であれば保険料を後から納付（追納）することができません。将来受け取る年金額が少なくならないよう、保険料の追加納付をお勧めします。

退職（失業）者の申請免除について

申請免除には、退職（失業）の特例があります。申請免除では、本人、配偶者、世帯主の方の前年の所得を審査しています。ただし、これらの方の中で申請する年度、または前年度に退職した方については、雇用保険の受給資格者証や離職票等の公的機関の証明を添付すれば、所得審査が不要となります。つまり前年まで給与所得があっても保険料の免除が承認される場合があります。ただし、毎年手続きをする必要があります。

■問い合わせ

市民生活課 保険年金係

☎ 75-2159